

令和6年度 事業者によるダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者は、排出ガス等に含まれるダイオキシン類を年1回以上測定するとともに、その測定結果を知事に報告し、知事はその結果を公表することとなっています。

令和6年度中に県（奈良市を含む）に報告のあった事業者によるダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

【概要】

- 令和7年3月末日現在で、排出ガスの自主測定結果の報告が必要な事業所数は100事業所（休止中及び未稼働の事業所を除く）で、このうち測定を実施したのは69事業所（69%）、未測定は31事業所であった。また、排出水の自主測定が必要な事業所数は2事業所で、休止中の1事業所を除き、全ての事業所が測定を実施した。
- 測定結果は、廃棄物焼却炉からの排出ガスで平均0.38 ng-TEQ/m³、最大3.5 ng-TEQ/m³、また、廃ガス洗浄施設等からの排出水は0.00098 pg-TEQ/Lであった。これらの結果、排出ガス測定を実施した全ての事業者が、排出基準を下回っていた。

【今後の対応】

排出ガス等の測定及び排出基準の遵守について、事業所に対し引き続き監視、指導を行う。

【測定結果】

1. 排出ガス

単位：ng-TEQ/m³

| 種類 | 測定対象事業所数 | 測定事業所数 | 測定値 | | 排出基準 |
|--------|----------|--------|-----|----------------------|--------|
| | | | 報告数 | 濃度範囲 | |
| 廃棄物焼却炉 | 100 | 69 | 100 | 0 ~ 3.5 (平均 0.35) | 0.1~10 |

2. 排出水

単位：pg-TEQ/L

| 種類 | 測定対象事業所数 | 測定事業所数 | 測定値 | | 排出基準 |
|-----------|----------|--------|-----|---------|------|
| | | | 報告数 | 濃度範囲 | |
| 下水道終末処理施設 | 1 | 1 | 1 | 0.00098 | 10 |

3. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻

単位：ng-TEQ/g

| 種類 | 測定対象事業所数 | 測定事業所数 | 測定値 | |
|------|----------|--------|-----|---------|
| | | | 報告数 | 濃度範囲* |
| ばいじん | 94 | 28 | 52 | 0 ~ 20 |
| 焼却灰等 | 100 | 70 | 90 | 0 ~ 1.0 |

※処理により、基準適用外となるものを含む。

<参 考>

1. 排出ガスの排出基準

単位：ng-TEQ/m³

| 特定施設の種類 | 施設規模 (焼却能力) | 新設する 施設の排出基準 | 法施行時点で 既に設置している施設の 排出基準 |
|---------------------------|----------------|-----------------|-------------------------------|
| 廃棄物焼却炉 (焼却能力 50kg/時以上) | 4 t/時以上 | 0.1 | 1 |
| | 2~4 t/時 | 1 | 5 |
| | 2 t/時未満 | 5 | 10 |

2. 排出水の排出基準

単位：pg-TEQ/L

| 特定施設の種類 | 施設の排出基準 |
|---|---------|
| 廃棄物焼却炉等の特定施設から排出される 下水を処理する下水道終末処理施設 | 10 |
| 廃棄物焼却炉等に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設、灰の貯留施設であって 汚水又は廃液を排出するもの | |

3. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻の処分基準

単位：ng-TEQ/g

| 区 分 | 施設の処分基準 |
|-------------------|---------|
| ばいじん 焼却灰その他燃え殻 | 3 |

(注) 法施行時点での既設焼却炉において、セメント固化、薬剤処理、酸抽出処理により処分する場合には、基準は適用されない。